



Contents

- P 2 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（G20 福岡）について
- P 5 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
- P 6 「金融分野のサイバーセキュリティレポート」の公表について
- P 7 第 57 回金融トラブル連絡調整協議会
- P 8 「第 13 回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について
- P 9 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
- P 15 お知らせ

G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（G20 福岡）について

6月8日（土）から9日（日）にかけて、日本議長の下、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（G20 福岡）が開催されました。G20 福岡では、大臣・総裁間で活発な議論が行われ、採択された「共同声明（コミュニケ）」も中身の濃いものとして高い評価を得ました。

金融セクターの優先課題としては、市場の分断回避、暗号資産を含む技術革新、高齢化と金融包摂、を取り上げましたので、これらの点を中心に成果をご紹介します。



○金融規制全体

金融規制全体に関しては、世界金融危機から10年が経ち、国際規制改革プログラムが概ね完了しています。今回、規制の実施とその影響評価作業や、新しいリスクと脆弱性への対応に軸足を移すとの姿勢を打ち出し、共同声明文から、合意された規制改革を「最終化する」という文言が初めてなくなりました。

○市場の分断回避

市場の分断（国際規制の実施時期のずれや各国独自規制等に起因）については、金融システムの安定性や金融仲介機能の効率性への負の影響に対する懸念が高まっています。

我が国は、G20 でこの問題を初めて本格的に取り上げ、当方の要請に応じ、金融安定理事会（FSB）と証券監督者国際機構（IOSCO）が策定した報告書が歓迎されました。また、規制・監督上の協力を通じてこの問題に対処していくことが合意されました。今後は、デリバティブズ市場や資本と流動性の困り込みの問題、国際連携等の分野を中心に、取組みを本格化していきます。

○技術革新

技術革新については、金融システムや経済全体に重要な便益をもたらし得るとの認識が共有されました。

一方で、暗号資産については、注意深く進展を監視し、リスクに警戒を続け、FSB その他の基準設定主体に、必要な対応の助言を求めることが合意されました。また、マネロン・テロ資金供与対策の面を強化し、金融活動作業部会（FATF）勧告適用への各国のコミットを前提に、FATF における具体的な適用基準の採択が G20 おいて歓迎されました。

さらに、日本の要請に応じ、IOSCO が作成した当局者用の手引書（市中協議文書）が歓迎されました。この文書は、暗号資産に係る消費者・投資家保護等に関する初の国際的な成果であり、先日改正した資金決済法等の内容も盛り込まれています。

その他、日本の要請に応じ、FSB が作成した暗号資産当局者向けの台帳や、暗号資産に係る既存の取組みと規制ギャップに関する報告書が歓迎されました。この分野については、引き続き注視し、必要があれば多国間の対応を検討するという認識で G20 各国は一致しています。

金融機関が仲介しない直接の金融取引が可能となる分散型金融技術については、その便益を十分享受できるよう、金融セクターへの影響分析や、当局・金融業界・学界・技術者等の対話の必要性等を内容とする FSB の報告書が歓迎されました。また、広く金融技術革新に関するマネロン・テロ資金供与対策に係る機会とリスクについて、FATF に作業・報告を要請することで合意されました。

また、6月8日に、G20 技術革新セミナーを開催し、麻生大臣・IMF ラガルド専務理事による基調講演の後、金融機関・IT 企業の代表に、技術革新が金融セクターにもたらす機会とリスクについて、議論をして頂きました。また、当局・金融業界・学者・技術者等の専門家間で、分散型金融システムのガバナンスについても議論が行われました。金融庁としては、こうした形での議論は有益だと考えており、今後も取組みを進めていきます。金融庁からは、遠藤長官が講演を行いました。



○高齢化と金融包摂

高齢化と金融包摂は、途上国を含め、世界各国の共通課題です。こうした認識の下、日本が議長を務める「金融包摂のためのグローバルパートナーシップ (GFPI)」により、金融リテラシーの向上等、金融包摂上の優先課題を網羅した「G20 福岡ポリシー・プライオリティ」が取りまとめられ、これを承認しました。

また、6月7日に、G20 高齢化と金融包摂ハイレベルシンポジウムを開催し、麻生大臣による開会挨拶、グリア OECD 事務総長等による基調講演の後、国内外の有識者を招き、意見交換が行われました。金融庁からは遠藤長官がパネリストとして登壇しました。上記報告書や当シンポジウムを契機として、国際的な取組みや連携が加速することを期待しています。



この他、6月8日に、OECD と共催で G20/OECD コーポレートガバナンスセミナーを開催し、麻生大臣・OECD グリア事務総長による開会挨拶の後、当局・メディア・金融機関等から登壇者を招き、G20/OECD コーポレートガバナンス原則のグローバルな実施動向や各国の経験を共有するとともに、今後のあるべきコーポレートガバナンスの姿について議論をして頂きました。金融庁からは、遠藤長官が閉会挨拶を行いました。



今回の G20 は、金融庁にとり、世界の金融の望ましい在り方を考える大変良い機会となりました。金融庁は引き続き、世界共通の課題の解決に向けて、このような機会を通じて各国と経験や知見を共有し、国際的な議論を深めてまいります。

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

金融庁では、偽造キャッシュカード、盗難キャッシュカード、盗難通帳及びインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に、被害発生状況等を取りまとめ、定期的に公表しています。

今般、平成31年3月末までに発生した被害状況について、犯罪類型ごとに取りまとめ、6月14日に公表しました。

1. 対象期間

- 偽造キャッシュカード犯罪：平成12年4月から平成31年3月
- 盗難キャッシュカード犯罪：平成17年2月から平成31年3月
- 盗難通帳犯罪：平成15年4月から平成31年3月
- インターネット・バンキング犯罪：平成17年2月から平成31年3月

2. 被害発生件数

(単位:件)

	27年度	28年度	29年度	30年度	対象期間 の累計
偽造キャッシュカード	383	306	396	260	7,210
盗難キャッシュカード	2,930	3,915	10,520	12,987	82,981
盗難通帳	83	59	56	40	3,389
インターネット ・バンキング	1,561	763	367	343	7,370

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について](#)」（令和元年6月14日公表）にアクセスしてください。


近年では、全国銀行協会や銀行員、警察官等を装ってキャッシュカードを被害者からだまし取る特殊詐欺（キャッシュカード手交型詐欺）の増加を主因に、盗難キャッシュカードによる不正出金の被害報告が急増しています。

特殊詐欺への対応について、関係省庁はこれまでも各種の対策を講じてきました。しかしながら、認知件数・被害額共に高水準で推移しており、依然として深刻な情勢が続いています。

こうした状況を踏まえ、政府として、6月25日に第31回犯罪対策閣僚会議を開催し、特殊詐欺から高齢者を守るため、政府を挙げた総合対策について取りまとめた「オレオレ詐欺対策プラン」を決定しました。

会議では、麻生大臣から、「金融機関の窓口等で本人に声掛けや注意喚起を徹底していきたい」、「被害防止に向けた国民への広報啓発活動が重要」、「金融機関に対して、犯罪の未然防止に向けた取組みを促してまいりたい」と発言しています。

今後も政府一体となって、幅広い機関・団体・事業者の協力を得つつ、本プランの施策を推進してまいります。

 銀行協会職員や銀行員、役所職員、警察官が「キャッシュカードを預かる」「カードの暗証番号を尋ねる」ことは一切ありません。不審に思った場合は、安易に個人情報等を伝えたりせず、最寄の警察や金融庁金融サービス利用者相談室に情報提供・ご相談をお願いします。

「金融分野のサイバーセキュリティレポート」の公表について

金融庁では、2015年7月、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（以下、「取組方針」という）を策定・公表し、金融分野のサイバーセキュリティ強化に取り組んできました。

こうした中、デジタルイゼーションの加速的な進展、国際的な議論の進展、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、近年、金融機関を取り巻く状況が大きく変化していること等を踏まえ、昨年10月、「取組方針」をアップデートしました。

昨事務年度は新たな「取組方針」に基づき、金融機関の大きな変化に対応するとともに、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢の強化、情報共有の枠組みの実効性向上などを通じて、金融分野のサイバーセキュリティ対策の向上に取り組んできました。

こうした昨事務年度の取組みにおいて把握した実態や共通する課題等について、当局、金融機関、関係機関等の中で認識を共有し、金融分野のサイバーセキュリティ対策の強化に繋げていくために、レポートとして取りまとめ、公表しました。

今後、当局として、デジタライゼーションの進展による金融分野を取り巻く環境の変化や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催によるサイバー攻撃のリスクの高まりを踏まえ、金融業界全体のもう一段のサイバーセキュリティ対策の強化を図って参ります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[「金融分野のサイバーセキュリティレポート」の公表について](#)」（令和元年6月21日公表）にアクセスしてください。

第57回金融トラブル連絡調整協議会について

6月26日、第57回金融トラブル連絡調整協議会が開催されました。金融トラブル連絡調整協議会は、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争解決制度の改善につなげるため、開催されているものです。

「各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成30年度）」や「苦情・紛争解決に向けた取組み（特に顧客の適合性、商品理解等を踏まえた対応）」について説明があり、後者を中心とした意見交換が行われました。

※ 資料については、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[金融トラブル連絡調整協議会](#)」から「第57回 令和元年6月26日開催分」の「[資料](#)」にアクセスしてください。

※ 金融分野における裁判外紛争解決制度について詳しくお知りになりたい方は、「[金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）](#)」のページをご覧ください

い。金融トラブルでお困りの方は、[「パンフレット「金融機関との間でトラブルをかかえている利用者の皆様へ（改訂版）」（PDF:215KB）」](#)などをご覧ください。

「第13回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について

6月17日（月）に第13回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催しました。

当懇談会は、改正貸金業法完全施行後の貸し手・借り手の状況をフォローしつつ、今後取り組むべき施策等について検討するため、平成24年9月に多重債務者対策本部の下に設置されたものです。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[お知らせ・広報](#)」の中の「[報道発表資料](#)」から「[「第13回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について](#)」及び首相官邸ウェブサイトの「[多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会](#)」にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、暗号資産（いわゆる「仮想通貨」）をめぐるトラブルが増加しています。また、暗号資産（仮想通貨）の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には、金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- 暗号資産（仮想通貨）は「法定通貨」ではありません。
- 暗号資産（仮想通貨）は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 暗号資産（仮想通貨）の取引を行う場合、事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 暗号資産（仮想通貨）や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁・財務局の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ また、金融庁・財務局が行った行政処分について確認できます。



[暗号資産（仮想通貨）関係情報](#)（金融庁ウェブサイト）

○ I C O (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、I C O (Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が増加していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しています。



「[ICOについて ~利用者及び事業者に対する注意喚起~](#)」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください!](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

【お知らせ】

平成 30 年 10 月 1 日より、下記窓口の電話受付時間を、

< 平日 8 時 45 分～17 時 00 分 >に変更しました。

詳しくは、「[証券取引等監視委員会ウェブサイト](#)」よりご確認ください。

(1) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※受付時間：平日8時45分～17時00分

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場探縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

郵送・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136
証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
"for investors with investors" Securities and Exchange Surveillance Commission

(2) 年金運用ホットライン

平成24年4月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応します。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直通：03-3506-6627【受付時間：平日8時45分～17時00分】

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直通：03-3581-9854【受付時間：平日8時45分～17時00分】

F A X : 03-5251-2198

電子メール : koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

長い間、お取引のない預金等はありませんか？

2018年1月1日に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が施行されました。

2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

また、通帳やキャッシュカードの所在、金融機関にお届けの住所やメールアドレスに変更がないか、今一度ご確認してみてください。

金融庁ウェブサイトでは、預貯金者の方などのためのQ&Aや、休眠預金等活用法に関する関係資料などをご紹介します。詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[政策・審議会等](#)」から、「[長い間、お取引のない預金等はありませんか？](#)」にアクセスしてください。



2018年1月より**休眠預金等活用法**が施行されます

2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。

休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。またホームページでも各種情報を掲載しています。

休眠預金等の引き出し手続などについて
金融庁：
<http://www.fsa.go.jp/>

休眠預金等の民間公益活動への活用などについて
内閣府（※取組推進事務局）：
http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

金融庁、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまで様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところとご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 理事長
神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。



金融行政ご意見受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：

〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下の点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
 - ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

災害関連情報

金融庁ウェブサイトでは、災害関連情報について、以下の特設ページに掲載しています。

詳しくは、各災害関連情報ページをご覧ください。

- ◆ [東日本大震災関連情報（PC・スマートフォン用）](#)
- ◆ [東日本大震災関連情報（携帯用）](#)
- ◆ [平成28年熊本地震関連情報](#)
- ◆ [平成30年7月豪雨関連情報](#)
- ◆ [平成30年北海道胆振東部地震関連情報](#)

新着情報等配信サービスに関するお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会では、Twitter 及び RSS により新着情報等配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセス F S A や、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、配信されます。

配信を希望される方は、以下のリンクにアクセスいただき、Twitter 又は RSS による情報配信設定をお願いいたします。

《Twitter を利用した情報配信設定について》

以下の Twitter アカウントにアクセスし、「フォローする」を選択してください。

	日本語版	英語版
金融庁	@fsa_JAPAN	
証券取引等監視委員会	@SESC_JAPAN	—
公認会計士・監査審査会	@cpaaoB_JAPAN	—
調達情報	@fsa_procurement	—

《RSS を利用した情報配信設定について》

RSS による配信設定手順については、以下 URL よりご確認ください。

	日本語版	英語版
金融庁	https://www.fsa.go.jp/kouhou/rss.html	https://www.fsa.go.jp/en/rss.html
証券取引等監視委員会	https://www.fsa.go.jp/sesc/news/rss.htm	https://www.fsa.go.jp/sesc/english/rss.html

公認会計士・監査審査会	https://www.fsa.go.jp/cpaabob/rss.html	—
調達情報	https://www.fsa.go.jp/kouhou/rss.html	—